

WTO 紛争処理における FTA の位置*¹

平見 健太*²

要 約

WTO と FTA の併存する状況がもはや常態化した今日であっても、両者の法的関係についてはいまだ不明瞭な部分が少ない。この点、WTO 設立以来 20 年超のあいだに積み重ねられた紛争処理先例をふまえると、WTO 紛争処理における FTA の位置については以下の点を指摘することができる。第 1 に、およそパネルの管轄権は、一面ではパネルの審理義務の観点から、他面では加盟国の手続利用権の観点から DSU 上堅固な基礎を有するため、付託される問題がたとえ FTA に関わるものであっても、その管轄権が否定されることはない。これは FTA それ自体の GATT24 条整合性評価についても同様である。とはいえ第 2 に、個別事案においては FTA 合意の存在が WTO パネルの管轄権行使に影響を与える可能性はあり、具体的には DSU 上の「相互に合意された解決」やフォーラム選択条項その他の方式により、WTO 紛争処理に付託する DSU 上の加盟国の権利を FTA 当事国間で放棄することが理論的には可能である。かように理解される WTO 紛争処理と FTA の関係が、個々の FTA 交渉ないし解釈実践にいかなる影響を与えるのか、そして今日の多層的な経済ガバナンス構造のもとで、WTO 紛争処理が WTO と FTA の法的関係の整序にいかなる程度貢献しうるのか、今後の展開が注目される。

キーワード：WTO, FTA, WTO 紛争処理, DSU, パネル, 上級委員会, *Peru-Agricultural Products* 事件, 審査基準

JEL Classification : F13, K33

I はじめに

国際経済関係の規律に関して二国間ないし地域的な自由貿易・経済連携協定（以下、FTA と総称¹⁾）の果たす役割はますます増大しており、それは単に数の増加として現れているのみ

ならず、規律の内容面も時間をかけて深化しつつある。その一方で、相対的に影が薄くなっているとはいえ、多数国間法秩序たる WTO も依然として実体経済に対する影響力を行使し続け

* 1 本研究は JSPS 科研費 JP17J09742 の助成を受けたものです。

* 2 東京大学社会科学研究所・日本学術振興会特別研究員 PD

1) GATT24 条ないし GATS5 条のもとで締結される地域的な経済協定に関しては、実務上あるいは講学上種々の名称が用いられているが、本稿では FTA の語を統一的に使用する。

ており、とりわけ「法の支配」の導入という点では現在に至るまで欠くべからざる貢献をなしてきたといえる²⁾。こうした WTO と FTA の併存状況を規範的にいかに評価するのはそれ自体問題であるものの、国際経済関係のガバナンスは種々の条約を通じて多層的に実施されているのが今日の実態であり³⁾、かかる図式が近い将来変化することもまた想定しづらい。

しかしながら、こうした国際社会の実態にもかかわらず、WTO と FTA の法的関係についてはいまだ不明瞭な部分が少なくない。とりわけ WTO の側からみると、個々の FTA の存在が WTO 体制あるいは加盟国間の法律関係にいかなる影響を及ぼしうるのか。また、WTO 法に合致しない FTA が締結された場合や、FTA にもとづき WTO 法に合致しない措置が

とられているような場合、こうした状況に WTO 法はいかに対処しうるのだろうか。

かような問題状況にかんがみて、本稿では、WTO と FTA の法的関係につき、WTO 紛争処理の観点から光を当てることとする。というのは、WTO 紛争処理においては FTA 関連の問題が争点となった先例がいくつか存在し、各事案においてパネル・上級委員会は、それぞれ断片的ながらも、上述の問題を検討するうえで有益な示唆を提供してきたように思われるからである。そこで本稿では、これら先例を主たる素材としつつ、WTO 紛争処理における FTA の位置を探ることによって、上述の問題（とくに後者）を部分的ながらも明らかにすることとしたい。

II WTO 紛争処理の場で FTA が問題となる背景

II-1 FTA の増大と WTO 紛争処理の活況

WTO のデータベースによれば、2019 年 5 月時点で WTO に通報されている発効済み FTA の総数は 294 にものぼるが⁴⁾、こうした FTA の拡散に比して、FTA 上の紛争処理手続の利用実績はきわめて低く^{5),6)}、“Many [F]TA-DSMs, Few Cases”などと評されるほどに特徴的な傾向として把握されている⁷⁾。その一方で、

近年の WTO 紛争処理の活況（あるいはオーバーワーク）は周知のとおりであり⁸⁾、2009 年から 2018 年までの 10 年間をとってみても、その間に 185 件もの協議要請がおこなわれ、そのうち 139 件についてはパネル設置要請がおこなわれている⁹⁾。

こうした対照的状況のなかで注目に値するのは、同一 FTA の当事国間であっても、紛争が

2) 平見 (2017), 213-214 頁。

3) 国際社会における経済ガバナンスの現状を俯瞰するものとして、鈴木 (2017), 186-204 頁。

4) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx> (visited 9 May 2019).

5) Chase et al. (2013), pp. 46-47; Vidigal (2017), pp. 928-929. なお Chase et al. (2013) によれば、こうした全般的な停滞状況にあっても、ECJ, EFTA, MERCOSUR, アンデス共同体、中米共同市場の 5 つの FTA における紛争処理手続は、例外的に活発に利用されているという。

6) 我が国に関しても、FTA 中の紛争処理手続の利用実績は皆無とされる。股野 (2016), 24-25 頁。

7) Chase et al. (2013), p. 46. なおここでの DSMs とは、Dispute Settlement Mechanisms の略称である。

8) See e.g., Director-General's Statement at the DSB Meeting of 28 October 2015, available at: https://www.wto.org/english/news_e/spra_e/spra94_e.htm (visited 9 May 2019).

9) WTO の公表する紛争処理に関する統計データにもとづき筆者が計算した (DSU21.5 条の履行確認手続に関しては計算の対象外)。統計データの詳細については、https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispustats_e.htm (visited 10 June 2019) を参照。

生じた場合にはWTO紛争処理手続を積極的に利用する傾向がみられる点である¹⁰⁾。そしてさらに注目されるのは、WTO法務部のMarceau (2015)が指摘するところによれば、WTO紛争処理に付託された紛争のうち25%近くの紛争が、FTA上の紛争処理手続にも付託可能な紛争主題であった、という点である¹¹⁾。この統計がどれほど厳密なものなのかは取りあえず措くとしても、たとえば近年の*Thailand-Cigarettes*事件(DS371)や*US-Tuna II (Mexico)*事件(DS381)、あるいは*US-COOL*事件(DS384, DS386)などは、その紛争主題と請求内容に着目する限り、それぞれ関連するFTAにて紛争を提起することも可能であった事案であり¹²⁾、こうしたWTO紛争処理手続の選好傾向が一定の割合で存在することは間違いないように思われる¹³⁾。

それではなぜFTAの紛争処理手続に比してWTO紛争処理手続が選好されるのか、換言すれば、WTO紛争処理手続の何が紛争を引き付けるのかであるが、この点についてはこれまで多くの論者がさまざまな説明を試みてきた¹⁴⁾。その中でもまず共通して挙げられるのが、WTO紛争処理の手続法上の特質であり、パネル設置の自動化による事実上の強制管轄権の存在(DSU6.1条)、その他手続進行の自動化(DSU16.4, 17.14, 22.6, 22.7条)、強化され

た履行確保制度(DSU22条)などが、同手続への紛争付託のインセンティブになっていると指摘されてきた。そのほかにも、上級委員会による上訴審の存在や、先例の集積によるWTO法の高度な法的安定性と予見可能性、紛争処理機関(Dispute Settlement Body: DSB)を通じた多数国間の監視体制、紛争処理手続全般に対するWTO事務局の高度な法的・技術的支援、途上国によるACWL(Advisory Center on WTO Law)の利用可能性¹⁵⁾など、FTAと比較した場合のWTO紛争処理制度の魅力は数多く指摘されている。

II-2 FTA関連の問題がWTO紛争処理に付託される場合

いずれにせよこれらの事情を背景として、FTA全盛の現代にあってもWTO紛争処理が選好され活況を呈することになっているものと思われるが、それでは具体的にいかなる場合に、FTAに関連する問題がWTO紛争処理に付託されることになるのか。ここでは以下の2つの状況をこれまでの典型例として確認しておきたい。

まず、一般的にFTA上の実体規則とWTO上の実体規則とのあいだには大幅な重複がみられ¹⁶⁾、こうした規定の同一性ないし類似性は¹⁷⁾、あるFTA当事国間で発生した紛争が、FTA上の規定とWTOの対象協定上の規定の

10) 詳細は、WTO Secretariat (2011), p. 15; Chase et al. (2013), p. 47.

11) Marceau (2015), p. 13.

12) Chase et al. (2013), p. 48, fn. 207.

13) *Ibid.*, p. 48. なお、Eduardo Salles (2015)は、FTAの拡散がWTO紛争数の増加要因となっているとする仮説を提示しており、その理由として、まずFTA当事国間においては、貿易の増大に応じて紛争の発生可能性も高まること、そしてFTA当事国と非当事国との間においては、FTAの成立を契機とした貿易の喪失に関連して、あるいはFTA交渉への影響を狙いとして紛争が生じうることを指摘し、こうした状況と後述するWTO紛争処理の吸引力を併せ考えると、結果としてWTO紛争が増大することになると論じている。詳細は、Eduardo Salles (2015), p. 16, fn. 4.

14) *E.g.*, Davey (2006), p. 343; Busch (2007), p. 735; Leal-Arcas (2011), pp. 1-25; Porges (2011), p. 492; Lewis & Van den Bossche (2014), pp. 9-25; Marceau (2015), pp. 4-6; Eduardo Salles (2015), p. 20; Vidigal (2017), pp. 927-950.

15) たとえば、筆者がかつてACWLのJan Bohanes 弁護士にインタビューしたところによると、本稿で取りあげる*Peru-Agricultural Products*事件の申立国グアテマラも、紛争処理手続を利用するにあたってACWLのサポートを受け、その結果ペルーの違反認定を勝ち取っている(2016年2月2日、於：ジュネーブのACWL事務所)。このようにACWLは、著名な法律事務所に引けを取らないレベルの法的支援を提供している。

双方に関連しうることを示唆している。かかる状況下では、一方では FTA 上の問題として性格づけられる紛争主題が、他方では WTO 法上の問題としても構成される余地があり、現にこうしたかたちで紛争が WTO 紛争処理に持ち込まれる例はしばしば存在してきた¹⁶⁾。そしてこのような場合には、往々にして紛争の核心ないし背後に FTA が存在しているために、後述のように WTO 紛争処理の場においても種々の態様で FTA 関連の問題が提起されることになる。

なお念のため確認をしておく、近年のメガ FTA では、いわゆる WTO プラスないし WTO エクストラ規定などと称される WTO の規律水準を超えた権利義務関係が設定されることがあるが、かかる規定に関して FTA 当事国

間で紛争が生じた場合には、当然のことながら WTO 紛争処理の管轄権が設定されることはなく (DSU3.2 条, 3.3 条など)、各 FTA 中の紛争処理手続を用いて問題を解決するほかない¹⁹⁾。

続いて、他のありうる状況として、ある WTO 加盟国が他の加盟国の措置の協定整合性を WTO 紛争処理に付託した場合に、被申立国の側が FTA を援用してつぎのような抗弁を提起することがある。すなわち、当該措置はみずからが当事国となっている FTA の形成に関連してとられた措置であるがゆえに、GATT24 条等にもとづき正当化されるとする積極的抗弁 (affirmative defense) の提起である。かかる場合にも WTO 紛争処理の場において FTA の評価が問題となりうる²⁰⁾。

Ⅲ FTA に対する審査

Ⅲ-1 FTA に対するパネル管轄権の射程

FTA に端を発する紛争が WTO 紛争処理に持ち込まれる場合があるとして、WTO パネルが FTA 上のいかなる問題に対して管轄権を有することになるのか、その射程は必ずしも自明

ではない。この問題を考える際の出発点になるのが、GATT1994 の 24 条に関する解釈了解であり、その 12 項はつぎのとおり規定している。

〔12 項 (紛争解決)〕

16) Garcia Bercero (2006), p. 399. また、こうした重複がもたらされる背景を条約交渉の現実から説明するものとして、股野 (2016), 39 頁。

17) この点 Garcia Bercero (2006) は、EC・チリ協定を例に WTO と FTA の実体規則同士の関係を以下の 4 つに類型化して整理している。すなわち、

- (1) WTO 上の義務から独立 (independent) した FTA 規定。たとえば、市場アクセスに関する特惠譲許表、WTO では規律のない分野に関する新たなルールなど。
- (2) WTO 上の義務を確認 (confirm) する FTA 規定。たとえば、WTO アンチ・ダンピング協定やセーフガード協定の遵守を確認する規定など。
- (3) WTO 上の義務と FTA 上の義務とが重複 (overlap) する場合。たとえば、SPS や TBT 分野に関するいわゆる WTO プラスの規定。
- (4) FTA において WTO 上の規定を複製 (reproduce) する場合。たとえば、EC・チリ協定においては内国民待遇を定める規定 (第 77 条) は GATT3 条をそのまま複製したものとなっている。

18) 当初 FTA 上の紛争として争われていたものが、後に WTO 法上の問題として再構成され、WTO 紛争処理に付託された例を挙げたものとして、Porges (2011), pp. 494-496.

19) Eduardo Salles (2015), pp. 15, 20.

20) 後述する *Turkey-Textiles* 事件がその典型例である。

紛争解決了解によって詳細に定められて適用される1994年のガットの第22条及び第23条の規定は、関税同盟、自由貿易地域又は関税同盟を組織し若しくは自由貿易地域を設定するための中間協定に関する第24条の規定の適用から生ずる問題 (any matters arising from the application of those provisions of Article XXIV)について、適用することができる。(下線=筆者)

本解釈了解12項の趣旨は、GATT24条に関する問題がWTO紛争処理の対象になることを確認するものであり、それゆえFTA上の問題をパネルが審理しうることに疑いがない。他方で、紛争処理における請求原因(causes of action)を定めた下線部分の規定ぶりからすると、具体的にいかなるFTA上の問題がパネルの審理対象となりうるのか、換言すれば、FTAの形成に関連してとられた個々の措置のみが審理の対象になるのか、あるいは成立したFTAそれ自体のGATT24条整合性をもパネルは審理しうるのかが不明であるため、本節冒頭で示した管轄権の射程に関する疑問が生じてきたのである。

この点、ウルグアイ・ラウンド交渉終盤の1993年12月に、ECを含む29のGATT締約国が本解釈了解案に関して以下のような提案を提出していたことが注目される。すなわちEC等は、上掲の解釈了解12項にもとづきパネルがFTAそれ自体のGATT24条整合性を検討しうるとすることには到底同意できないと主張し、かかる懸念を排除すべく、12項の修正を提案したのである²¹⁾。しかしEC等はウルグアイ・ラウンドの妥結を最優先し、以上の提案をWTO発足後の課題として問題提起するにとどめた結果²²⁾、上掲の解釈了解12項がそのまま

のかたちで成立することとなった。このようにFTAに対する司法的審査の限界が一部加盟国のあいだで認識され、問題視されていたという事実は、WTOの発足時からFTAに関するパネルの管轄権の射程がそもそも不明確であったことを意味している。

こうした起草過程を背景として、WTO紛争処理にはじめてGATT24条の問題が主たる争点となったのが、*Turkey-Textiles*事件(DS34)²³⁾である。本件は、トルコによるインド製繊維製品の輸入制限措置の協定整合性が争われた事案であるが、被申立国トルコは、当該数量制限がトルコ・EC間の関税同盟にしたがってとられた措置であるため、かかる措置の協定整合性を、当該関税同盟のGATT24条整合性の評価から切り離して判断することはできないと抗弁した。かくして本件では、GATT24条上の問題に関してパネルの管轄権がいかなる範囲で及ぶのかが問題となったのであるが、パネルは問題を整理して、(1)FTAの形成に際して加盟国がとった措置をパネルは審理しうるか、それが肯定される場合には、(2)FTAそれ自体のGATT24条整合性についてまでパネルの審理権限は及ぶのかを順次検討した。まず(1)について、パネルはGATT24条解釈了解12項における「適用から生ずる問題 (any matters arising from the application)」という文言に着目し、“arising from”や“any matters”の文言から、GATT24条にもとづくFTAの形成に際してとられるあらゆる個別の措置がパネルの管轄権の対象になることは明らかであるとして、肯定的結論を導いている²⁴⁾。

問題は(2)であるが、パネルは、FTAについてはWTO内の地域貿易協定委員会(CRTA)が経済的・法的・政治的観点から評価をおこなう任務を担っていることをふまえて

21) GATT Doc. MTN.TNC/W/125, 13 December 1993, paras. 1-4.

22) *Ibid.*

23) Appellate Body Report, *Turkey-Textiles*, WT/DS34/AB/R, adopted 19 November 1999; Panel Report, *Turkey-Textiles*, WT/DS34/R, circulated 31 May 1999.

24) Panel Report, *Turkey-Textiles*, paras. 9.49-9.51.

て、FTA それ自体の GATT 整合性の評価に関しては、「一般的には」CRTA に相応しい問題であると指摘した²⁵⁾。そのうえで、パネルがかかる問題につき管轄権を有するか否かは議論の余地があるとし²⁶⁾、最終的には訴訟経済 (judicial economy) を行使してこの点に関する判断を慎重に回避している²⁷⁾。

これに対して上級委員会は、上記 (2) の論点が上訴されていないにもかかわらず、傍論としてパネルの上記見解をとりあげ、その見解と対立する内容をもった *India-Quantitative Restrictions* 事件上級委員会報告書中のみずからの判断²⁸⁾ に言及することで、FTA それ自体の GATT24 条整合性の評価についてもパネルの管轄権が及ぶことを暗に肯定したのである²⁹⁾。このような遠回しな議論を通じて上級委員会がパネルの管轄権を肯定したとする理解は、現に多くの論者によって共有されている³⁰⁾。

Turkey-Textiles 事件の報告書中に垣間みえるパネルと上級委員会の見解の対立は、FTA に関する WTO 紛争処理の立ち位置の微妙さを物語っており、学説上も、Roessler (2000)³¹⁾ や

Davey (2001)³²⁾ といった GATT/WTO のインサイダーたる論者が、上級委員会の立場に疑問を呈しパネルのアプローチを選好している³³⁾。しかし実践の見地からすれば、上級委員会が上記の立場を示し、その後も見解をひるがえした様子はみられない以上、現状ではパネルの管轄権は FTA それ自体の GATT24 条整合性評価にまで及びうると解しておかなければならないであろう。

現在までのところ、WTO 紛争処理の場で FTA それ自体の GATT24 条整合性が真正面から争われた例は存在せず、このことは、かかる紛争を提起することの経済的・政治的影響の大きさを認識した加盟国側の自製の現れなのかもしれない。しかしながら、国際社会における FTA の比重が増すにつれて、FTA それ自体の合法性が紛争として提起される可能性も高まらざるをえないため、今後の紛争動向については予断を許さない。

Ⅲ-2 FTA がパネルの管轄権行使に及ぼす影響

上述のとおり、FTA 上の問題に関する

25) *Ibid.*, para. 9.52.

26) *Ibid.*, para. 9.53.

27) *Ibid.*, para. 9.54.

28) 上級委員会が言及したのは、Appellate Body Report, *India-Quantitative Restrictions*, paras. 80-109 であるが、左記パラグラフでは、WTO 内の権限配分構造 (具体的には国際収支制限委員会の審査権限とパネルの審査権限の競合) があるからといって、DSU 上に堅固な基礎を持つパネルの管轄権が否定されることにはならない旨が論じられている。

29) Appellate Body Report, *Turkey-Textiles*, para. 60.

30) たとえば、Roessler (2000), pp. 338-340; Bartels (2004), p. 879; 岩沢 (2009), 191 頁; Howse (2016), p. 35.

31) Roessler (2000), pp. 337-344. なお Roessler (2000) は、FTA それ自体の GATT24 条整合性評価がパネルの能力をはるかに超える政策的判断を伴わざるをえないために、そもそもパネルの審理になじまないとする主張に加えて、DSU 上、共同被申立国 (co-defendant) の地位が認められない以上、FTA の一方当事国が手続に参加しえないなかで当該 FTA の合法性が判断されることもまた問題であると論じている。*Ibid.*, p. 332.

32) Davey (2001), pp. 87-88.

33) この点、Jackson (1969) のつぎの所見は、直接的には国際収支の問題を扱ったものであるとはいえ、FTA それ自体の GATT24 条整合性をパネルが審理することが果たして妥当なのかを考えるうえで示唆的である。曰く、GATT の国際収支関連規定の適用には「合理的な人間のあいだでも見解が分かれるほどの困難な経済的判断を要するために、かかる規定の遵守を導くための試みとしては、法的義務違反の認定を目的とした分析的な法の運用よりもむしろ、説得や交渉、国際的な圧力といったものが、その主たる手段となってきた。」Jackson (1969), p. 682.

WTO パネルの潜在的な管轄権の射程は広範といえるが、それではこうしたパネルの管轄権行使は、個別の紛争事案ごとに問題となる FTA の特性等によって制約される可能性はないのだろうか。この点、FTA に関連して生じる WTO 法上の問題が WTO 紛争処理に付託される場合に、被申立国の側から、パネルの管轄権を否定すべく先決的抗弁が提起されることがある³⁴⁾。WTO 紛争処理の先例をふまえると、かかる状況下での管轄権否定の主張には、大要つぎの2つの場合がありうる。すなわち、(1) FTA 中のフォーラム選択条項にもとづくパネルの管轄権否定の主張、あるいは、(2) FTA 合意を DSU3.7 条における「相互に合意された解決 (mutually agreed solutions)³⁵⁾」とみなすなどして、FTA 当事国間での WTO 紛争処理手続の利用可能性を排除せんとする主張である。要するにこれらの主張はいずれも、FTA 中の規定を通じた DSU 上の加盟国の権利放棄の可否を問題とするものといえるが、以下では先例に沿って、それぞれの場合につき順次検討してゆくこととする。

III-2-1 フォーラム選択条項にもとづく WTO パネルの管轄権行使の否定

FTA には、異なる条約間における紛争処理手続同士の管轄権競合を防ぐべく、いわゆるフォーラム選択条項が設けられる場合があり³⁶⁾、近年締結された大多数の FTA にはこの種の条項が含まれている³⁷⁾。たとえば、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP 協定) 28.4 条はその一例であり、内容はつぎのとおりである。

「第 28.4 条 (場の選択)

- 1 申立国は、この協定及び紛争当事国が締結している他の国際貿易協定 (世界貿易機関設立協定を含む。) の下でいずれかの問題に関する紛争が生ずる場合には、紛争を解決するための場を選択することができる (the complaining Party may select the forum in which to settle the dispute)。
- 2 紛争当事国は、申立国がパネル若しくは 1 に規定する協定に基づく他の裁判所の設置を要請した場合又はパネル若しくは当該裁判所に問題を付託した場合には、選択した場以外の場を利用してはならない (the forum selected shall be used to the exclusion of other fora)。」

また同じく、日 EU 経済連携協定 (日 EUEPA) もその 21.27 条において、CPTPP 協定の場合とは規定ぶりが異なるが、フォーラム選択条項を設けている。

「第 21.27 条 (紛争解決の場の選択)

- 1 特定の措置について、この協定に基づく義務及び両締約国が締結している他の国際協定 (世界貿易機関設立協定を含む。) に基づく義務であってこの協定に基づく義務と実質的に同等のものいづれにも抵触すると申し立て得る紛争が生じた場合には、申立国は、当該紛争を解決するための場を選択することができる。
- 2 締約国は、1 に規定する特定の措置に関し、紛争解決の場を選択し、この章の規定又は他の国際協定による紛争解決手続

34) この種の抗弁は、実質的には受理可能性 (admissibility) の問題として提起されていると思われるが、WTO 紛争処理の文脈においてはパネル・上級委員会ともに受理可能性の概念と管轄権の概念を相互互換的に用いる傾向があることにかんがみて、本稿ではとりあえず管轄権の問題として整理することとした。なお、WTO 紛争処理における受理可能性と管轄権概念の関係性については、Cook (2015), pp. 1-2 の考察が参考となる。

35) 「相互に合意された解決 (mutually agreed solutions)」とは、DSB の決定によるものを除き、紛争当事国間の合意により達せられるあらゆる解決を意味する。詳細は、Stoll (2006), para. 63.

36) FTA におけるフォーラム選択条項を類型化し、その機能を詳細に分析したものとして、川瀬 (2007)。

37) Chase et al. (2013), pp. 21-23, 51.

のいずれかを開始した場合には、当初選択した紛争解決の場が管轄上又は手続上の理由により係争中の事案に関して認定を行うことができないときを除くほか、当該特定の措置について他方の紛争解決の場において紛争解決手続を開始してはならない。(以下、省略)

FTA におけるこうしたプラクティスとは対照的に、WTO 紛争処理をつかさどる DSU には管轄権競合の整序を目的とした規定が存在しない。そのため、WTO 紛争処理の場において FTA 中のフォーラム選択条項がいかなる意味を持つことになるのかが問題となる。この点、WTO 紛争処理の場ではかかる問題が直接扱われた例はなく、それゆえ現時点ではこの問いに対する確定的な答えは存在しない。しかし他方で、かかる問題の検討に際して重要な示唆を提供する紛争事案が、これまでにいくつか存在してきた。

まず、WTO パネルの管轄権行使に関して、FTA 上の紛争処理手続を理由に先決的抗弁が提起された初めての事案として、*Argentina-Poultry Anti-dumping Duties* 事件 (DS241)³⁸⁾ がある。本件では、申立国ブラジルが WTO 紛争処理に先行して MERCOSUR 特別仲裁裁判所にアルゼンチンの同一措置を付託していた事実にかんがみて、被申立国アルゼンチンは、WTO パネルが本件に関する裁定を控えるべきであるとの抗弁を提起した³⁹⁾。具体的には、ブラジルによる事後の WTO 紛争処理への付託は信義則および禁反言の原則にもとづき禁じられているとする抗弁をアルゼンチンは提起したのであるが、かかる抗弁を受けたパネルは、ブラジルが事後に WTO 紛争処理手続に付託しない旨の意思を明示していなかったことを根拠

に、本件に関してはそもそも禁反言が成立していないとしてアルゼンチンの抗弁を退けたのであった⁴⁰⁾。本件当時、MERCOSUR にはフォーラム選択条項が存在しなかったこともあり(その後 MERCOSUR 当事国間で発効したオリボス議定書 1 条はフォーラム選択条項を規定)、アルゼンチンはみずからの管轄権抗弁を信義則や禁反言などの国際法上の一般的な法原則に基礎づけざるをえなかったものと推察される。

その後、ふたたび FTA を理由として先決的抗弁が提起されたのが、WTO と NAFTA の関係が問題となった *Mexico-Taxes on Soft Drinks* 事件 (DS308)⁴¹⁾ である。メキシコにおける砂糖市場アクセスの GATT 整合性につき米国が紛争を提起した本件では、被申立国メキシコが以下のような抗弁を先決問題として提起した。すなわち、本件米国の請求は NAFTA 上のより広い文脈の紛争と密接に結びついており、それゆえ NAFTA パネルのみが本件を解決しうる立場にあり、本件紛争を処理するうえで適した立場にはない WTO パネルは、その管轄権行使を控えるべきであるという抗弁である⁴²⁾。かかる抗弁の意味を理解するうえで重要なのは、本件 WTO 紛争に先行して、米国の NAFTA 上の砂糖市場アクセス約束違反をメキシコが追及する格好で、米メキシコ間で別途紛争が発生していたという点である。上級委員会は、メキシコの抗弁を退けたパネルの判断を支持しつつ、ひとたび有効に設定された管轄権につきパネルがその行使を控えることは、DSU 上のパネルの義務 (DSU7 条、DSU11 条) に反するとともに、協定違反の是正を求め (DSU23 条) 紛争を提起する (DSU3.3 条) 加盟国の権利を減じることになるとして、DSU 上の関連規定を根拠にパネルの管轄権不行使の

38) Panel Report, *Argentina-Poultry Anti-dumping Duties*, WT/DS241/R, adopted 19 May 2003.

39) *Ibid.*, para. 7.17.

40) *Ibid.*, paras. 7.38-7.39.

41) Appellate Body Report, *Mexico-Taxes on Soft Drinks*, WT/DS308/AB/R, adopted 24 March 2006; Panel Report, *Mexico-Taxes on Soft Drinks*, WT/DS308/R, circulated 7 October 2005.

42) Appellate Body Report, *Mexico-Taxes on Soft Drinks*, paras. 40, 54.

裁量を否定したのであった⁴³⁾。

以上のメキシコの抗弁は、上述の如く紛争の實質に即したより適切なフォーラムの選択という、法律論としては脆弱な構成の主張として提起された結果⁴⁴⁾、パネルの管轄権の基礎を揺るがす主張とはなりえなかった。しかし本件にて注目すべきは、上級委員会が以上の判断をおこなう過程で、FTA中のフォーラム選択条項がWTO紛争処理手続に対して及ぼしうる影響を暗に示した点である。

すなわち上級委員会は、メキシコの主張の正確な射程（メキシコは事案の特性にかんがみてパネルが管轄権行使を控えるべきだと主張しただけで、パネルの管轄権行使が法的に排除されるかどうかを問題にしていたわけではない点）に注意を払うとしながらも、上述の結論を補強すべく、本件状況がNAFTAのフォーラム選択条項の発動要件（とくに紛争主題と論拠の同一性の要件）に合致しないことを確認している。具体的には、本件WTO上の紛争とNAFTA上の紛争とでは紛争の主題や当事国の立場が同一（identical）でないとしたパネルの認定にメキシコが異議を唱えていないこと、NAFTA上の紛争において提起したみずからの請求の法的基礎（legal basis）を、WTO紛争処理手続においては同定できないとメキシコが述べたこと、加えて、本件ではNAFTA2005.6条のフォーラム選択条項は行使されていないとメキシコみずから明言したことなどを、上級委員会は詳しく取りあげていった⁴⁵⁾。そのうえで、「上述した特徴（筆者注：フォーラム選択条項の発動要件の充足）が存在する場合には、パネルの管轄権行使に対する法的障害（a legal impediment）が存在することになるのかにつ

き、我々はいかなる見解も表明するものではない⁴⁶⁾」として留保を付しながらも、最終的には「本件に適用される法的障害は見当たらない」と判示したのである⁴⁷⁾。

上級委員会の以上の説示は、その慎重な言い回しとは裏腹に、何らかの「法的障害」が存在する場合にはパネルの管轄権行使が排除される場合がありうることを示唆するものといえ、かかる理解は他の論者によっても共有されている⁴⁸⁾。しかし他方で、具体的に何が上述の「法的障害」に該当しうるのかにつき、上級委員会は何らの見解も示さなかったために、この点は曖昧なまま残された。

こうした不明瞭な状態に光を投げかけることとなったのが、近時の*Peru-Agricultural Products*事件（DS457）⁴⁹⁾である。本件は後述のとおり、フォーラム選択条項の問題を含めDSU上の加盟国の権利放棄の可能性一般に対して重要な示唆を提供するものであるが、形式的には以下の「相互に合意された解決」の問題として処理されたケースであったため、便宜上、以下に場所を移して論じることとする。

Ⅲ-2-2 「相互に合意された解決」その他の手段による紛争処理手続の利用可能性の排除

*Peru-Agricultural Products*事件は、申立国グアテマラが、ペルーにおける農産物輸入に際して適用される価格帯制度（Price Range System：PRS）の協定整合性を問題視し、2013年にペルーを相手取りWTO紛争処理に申し立てをおこなった事案である。本件にて注目されるのは、ペルーとグアテマラとのあいだには上記紛争に先立つ2011年にFTAが締結されており、その附属書2.3の9項に、「ペルー

43) *Ibid.*, paras. 47-53, 57.

44) Zang (2019), p. 40.

45) Appellate Body Report, *Mexico-Taxes on Soft Drinks*, paras. 54.

46) *Ibid.*

47) *Ibid.*

48) たとえば、Chase et al. (2013), p. 51, fn. 224; 川瀬 (2017), 49頁。

49) Appellate Body Report, *Peru-Agricultural Products*, WT/DS457/AB/R and Add.1, adopted 31 July 2015; Panel Report, *Peru-Agricultural Products*, WT/DS457/R, circulated 27 November 2014.

は、……みずからの価格帯制度を維持することができる。(Peru may maintain its Price Range System, established in Supreme Decree No. 1152001EF and the amendments thereto, with regard to the products subject to the application of the system marked with an asterisk in column 4 of Peru's Schedule as set out in this Annex.)」という規定が設けられていた点である。加えて本 FTA は、WTO 協定との関係をみずから規定しており、その 1 条では、ペルーとグアテマラの WTO 上の既存の権利義務が確認されるとともに、「この協定と (WTO) 協定とのあいだに不一致が存在する場合には……、この協定に別段の定めがある場合を除き、不一致の限りにおいてこの協定が優先する。(In the event of any inconsistency between this Treaty and the [WTO] agreements …, this Treaty shall prevail to the extent of the inconsistency, unless otherwise provided in this Treaty.)」として、WTO に対する本 FTA の優先適用を定める抵触解決条項が設けられていた。ただし、本件紛争処理手続の時点では、ペルー側の批准手続が滞っていたために上記 FTA は未発効であった。

以上の内容を含んだ FTA 合意の存在に着目した被申立国のペルーは、本件パネルの管轄権

行使を否定すべく、つぎのような抗弁を先決問題として提起した。すなわち、グアテマラは上記 FTA の締結を通じて、ペルーによる価格帯制度の維持および当該 FTA の WTO 協定に対する優先適用を承認している以上、かかる措置の協定整合性に関しては WTO 紛争処理を利用する権利を放棄しているのであり、その結果グアテマラの本件申し立ては、DSU3.7 条⁵⁰⁾ および 3.10 条⁵¹⁾ 上の信義則に反することになる。それゆえ、パネルはこうした違法な申し立てについての審理を控えるべきだとする抗弁である⁵²⁾。要するに、FTA 合意の存在が、DSU3.7 条および 3.10 条の信義則義務を媒介として関係当事国の手続利用権を制約し、その裏返しとしてパネルの管轄権行使も制約を受けることになる、という趣旨である。

ペルーによる以上の抗弁に対してパネルは、ペルー・グアテマラ間の FTA がそもそも未発効であることを理由に、上述の問題への深入りを避けるかたちでペルーの抗弁を退けた⁵³⁾。これに対して上級委員会は、以上のパネルのアプローチとは対照的に、FTA が未発効であるという点には特段の注意を払うことなく⁵⁴⁾ その規定内容を精査し、ペルーの抗弁を正面から取りあげるかたちで問題を処理していった。なお、本件上級委員会の検討過程では DSU 上の権利

50) DSU3.7 条の関連部分がつぎのとおり規定している。「加盟国は、問題を提起する前に、この了解に定める手続による措置が有益なものであるかないかについて判断する。紛争解決制度の目的は、紛争に関する明確な解決を確保することである。紛争当事国にとって相互に受け入れることが可能であり、かつ、対象協定に適合する解決は、明らかに優先されるべきである。」なお、3.7 条第 1 文が信義則を反映した規定であることについては、Appellate Body Report, *Mexico-Corn Syrup (Article 21.5-US)*, WT/DS132/AB/RW, adopted 21 November 2001, para. 73 を参照。

51) DSU3.10 条の関連部分がつぎのとおり規定している。「調停および紛争解決手続の利用についての要請は、対立的な行為として意図され又はそのような行為としてみなされるべきではない。紛争が生じた場合には、すべての加盟国は、当該紛争を解決するために誠実に (in good faith) これらの手続に参加する。」

52) Panel Report, *Peru-Agricultural Products*, paras. 7.24-7.25, 7.43-7.51; Appellate Body Report, *Peru-Agricultural Products*, para. 5.21.

53) Panel Report, *Peru-Agricultural Products*, para. 7.88.

54) Pauwelyn (2016), p. 18. なお、本件上級委員会のこうしたアプローチについて川瀬 (2017) は、「このこと (筆者注: FTA が未発効であるという点にはとくに注意を払っていないこと) は、上級委員会は一般に [F]TA による権利放棄には当該 [F]TA が発効済みであることを要求しないと理解するのか、あるいは秘・厄 FTA の合意内容から権利放棄がないことは明白なので、発効の要否には触れず、発効していると默示的に仮定して (*aruyendo*) 同 FTA の内容を検討したのか、その点は明らかではない」と指摘している。川瀬 (2017), 46 頁。この点は、本件判断の先例としての意義ないし射程を評価するうえで重要なポイントの一つであろう。

放棄の可能性の問題とそれを前提とした信義則違反の有無の問題とが渾然一体となって議論されており、その論旨はお世辞にも明快とはいえないが、整理すると、これらの問題は以下の2つの具体的争点を通じて検討・処理されたといえる。すなわち第1に、ペルー・グアテマラFTAの関連規定は、DSU3.7条の文脈における「相互に合意された解決(mutually agreed solutions)」に該当するの⁵⁵⁾、そして第2に、「相互に合意された解決」が存在するとした場合、かかる合意はDSU上加盟国に認められているWTO紛争処理手続への申立権の放棄を意味するのか、である⁵⁶⁾。本件では、これらのシステミックな含意を有する問題につき重要な見解が示されることとなった。

まず上級委員会は、過去の先例⁵⁷⁾に依拠しつつ、「DSU上の権利放棄を軽々しく推定することはできない⁵⁸⁾」ことを大前提として確認したうえで、「『相互に合意された解決』のなかで表現される権利放棄以外の方式でWTO紛争処理手続を開始する権利の放棄を示す可能性は排除されないが、いずれの方式に拠るにせよ、放棄は明確になされなければならない⁵⁹⁾」と説示した。そのうえで、かかる権利放棄の有無(上級委員会報告書の書きぶりに厳密に即せば、権利放棄を前提とした信義則違反の有無)は「DSUの規則・手続に関連して、あるいはそ

れら規則・手続の文脈内で執られる行為にもとづいて確認されなければならない⁶⁰⁾」とした。加えて上級委員会は報告書の脚注部分において、「個別の紛争(specific disputes)解決を超えて、DSU上の権利義務を放棄することはできない⁶¹⁾」点も指摘している。なお、とりわけ「相互に合意された解決」の場合には、DSU3.5条や3.7条に明記されているとおり、当該解決が対象協定に整合的であればならないことも各所で強調されている⁶²⁾。要するに上級委員会は、DSU上の権利放棄が(1)明確であること、(2)DSUの枠内でおこなわれること、(3)その範囲が個別紛争の解決を超えないこと、(4)「相互に合意された解決」の方式に拠る場合には、当該合意が対象協定に整合的であることを条件として、かかる権利放棄を承認したものと解することができ、各論者も概ね同様の整理をおこなっている⁶³⁾。

以上の規範定立をふまえたうえで、上級委員会は、ペルー・グアテマラFTAの関連規定の内容(附属書2.3の9項における価格帯制度の維持)がそもそも対象協定に非整合的であることから⁶⁴⁾、そもそもDSU上の「相互に合意された解決」に該当しないと判断した⁶⁵⁾。加えて、附属書2.3の9項の解釈につきペルー・グアテマラ間で見解が一致していない点で、その規定内容には曖昧さが存在すること⁶⁶⁾、同FTA15.3

55) 上級委員会が本件を「相互に合意された解決」への該当性の問題として整理した理由は、当のペルーがFTA中の関連規定をDSU3.7条上の「明確な解決(positive solution)」を達成したものと性格づけ、みずからの主張を展開していたからだと推察される。この点につき、Appellate Body Report, *Peru-Agricultural Products*, para. 5.26, fn. 103.

56) Zang (2019), p. 44.

57) Appellate Body Reports, *EC-Banana III (Article 21.5-Ecuador II / Article 21.5-US)*, WT/DS27/AB/RW2/ECU, adopted 11 December 2008, WT/DS27/AB/RW/USA, adopted 22 December 2008, para. 217.

58) Appellate Body Report, *Peru-Agricultural Products*, para. 5.25.

59) *Ibid.*

60) *Ibid.*

61) *Ibid.*, fn. 106.

62) *Ibid.* paras. 5.25-5.26, fn. 102.

63) 川瀬(2017), 46頁。See also, Pauwelyn(2016), pp. 18-19; Shaffer & Winters(2017), p. 318.

64) 本件価格帯制度は農業協定4.2条およびGATT2.1条(b)に反することが報告書中で認定されている。See, Appellate Body Report, *Peru-Agricultural Products*, sections 5.3.1 and 5.3.2.

65) *Ibid.*, para. 5.26.

条におけるフォーラム選択条項の存在が、かえって（潜在的な）WTO 紛争処理の利用可能性を示していること⁶⁷⁾などを理由に、当該 FTA がグアテマラの DSU 上の権利放棄を明確におこなったものとみなすことはできないと結論づけている⁶⁸⁾。

かくして本件におけるペルーの抗弁は退けられたのであるが、ここで示された理由付けには、いかなる場合に WTO パネルの管轄権行使が制約されることになるのかにつき重要な示唆が多数含まれている。すなわち本件にて上級委員会は、「相互に合意された解決」の方式に拠る場合はもとより、それ以外の方式に拠る場合であっても DSU 上の権利放棄が可能であることを認めるに至っており、上述のとおり放棄のための諸条件を設定しながらも、放棄の方式についてはとくに限定を付していない⁶⁹⁾。

であるならば、「相互に合意された解決」という一方式への該当性如何にかかわらず、FTA 中の規定を通じて DSU 上の権利放棄をおこなう余地はあると解すべきであり⁷⁰⁾、たとえば先述のフォーラム選択条項のような方式であったとしても、上述の諸条件を満たすよう注

意深く作成された規定でありさえすれば、WTO パネルの管轄権行使を否定することは理論的には可能であると考えられる。この点 Pauwelyn (2016) は、たとえば EU・カナダ間の包括的経済貿易協定 (CETA) 29.3 条⁷¹⁾ や CPTPP 協定 28.4 条 (上述) のフォーラム選択条項が、それぞれの規定ぶりにかかると DSU 上の権利放棄の要件に合致しうる FTA 規定の候補であると論じている^{72),73)}。

とはいえ、*Peru-Agricultural Products* 事件における上級委員会の判示には不明な点も少なからず存在する。たとえば、権利放棄のための 4 要件のうち、(2) 権利放棄の範囲は個別の紛争に限定されるという要件については、そもそも「個別の紛争 (specific disputes)」が何を意味するのか不明瞭であることが指摘されており、狭義に解せば個々の WTO 申立てを指すと思われる一方、広義には将来的に WTO 紛争処理に提起されうる措置一般をも含むうるとして、概念の射程につき疑問が呈されている⁷⁴⁾。狭義の場合にはむしろ「個別の紛争」に該当するとしても、たとえばフォーラム選択条項のように、それ自体は一般的・抽象的な規定ぶりを

66) *Ibid.*

67) *Ibid.*, para. 5.27.

68) *Ibid.*, para. 5.28.

69) Zang (2019), p. 45.

70) Pauwelyn (2016), p. 19; Zang (2019), pp. 45-46.

71) CETA 29.3 条 (フォーラムの選択) の内容 (抜粋) はつぎのとおりである。

“1. Recourse to the dispute settlement provisions of this Chapter is without prejudice to recourse to dispute settlement under the WTO Agreement or under any other agreement to which the Parties are party.

2. Notwithstanding paragraph 1, if an obligation is equivalent in substance under this Agreement and under the WTO Agreement, or under any other agreement to which the Parties are party, a Party may not seek redress for the breach of such an obligation in the two fora. In such case, once a dispute settlement proceeding has been initiated under one agreement, the Party shall not bring a claim seeking redress for the breach of the substantially equivalent obligation under the other agreement, unless the forum selected fails, for procedural or jurisdictional reasons, other than termination under paragraph 20 of Annex 29-A, to make findings on that claim. …”

72) Pauwelyn (2016), pp. 19-20, fn. 68.

73) この点につき川瀬 (2017) は、「フォーラム選択条項が WTO と RTA の実質的な管轄競合を実効的に解決可能か否かは別問題である」として、この種の条項の実際の運用には困難が伴うことを示唆している。川瀬 (2017), 49 頁, 注 69.

74) Shaffer & Winters (2017), p. 318, fn. 30.

持ちながらも、その適用上は問題となる紛争事案ごとに WTO 紛争処理への付託の可否を判断する方式であっても、DSU 上の権利放棄として認められることになるのかは不明である⁷⁵⁾。

また、(4) の要件、すなわち権利放棄に関する合意が対象協定と整合的なものであることについては、DSU3.5 条や 3.7 条にかんがみると「相互に合意された解決」に固有の要件であるとも考えられ、そうであれば他の方式の場合にはかかる要件の要否が別途問題になりうる。

最後に、(1) 権利放棄の明晰性の要件については、いかなる方式を用いる場合であれ、上級委員会が権利放棄の明晰性をきわめて厳格な水準で要求している点には注意を要する⁷⁶⁾。というのは、*Peru-Agricultural Products* 事件においては、問題となる FTA 規定に関して紛争当事国同士の見解が一致していない点をもって、当該規定が曖昧であると評価されているが、こうした評価方法が用いられるならば、当初の FTA 当事国間の思惑がどうであれ、事後に紛争処理手続の利用を思い立った申立国の主張次

第で如何様にも規定の明晰性を否定しうることになる。問題となる FTA 規定にほんの僅かの曖昧さが存在するだけでも、その結果は申立国に有利に働き、紛争の付託がもたらされるのである⁷⁷⁾。こうした明晰性要件の厳格さに対処するには、結局のところ、誰の目にも明らかで他の解釈の余地を残さないほどに明確な規定ぶりをもって、DSU 上の権利放棄を示すほかないように思われる。いずれにせよ、これら不明点の解明はパネル・上級委員会の今後の判断に委ねられざるをえない。

これまでのところ、先決的抗弁にもとづき FTA 中の規定が考慮されることで、WTO 紛争処理の管轄権行使が否定された例はたしかに存在しない。しかしながら、本章にて追跡した判例法の発展、とりわけ *Peru-Agricultural Products* 事件における DSU 上の権利放棄の可能性に関する明確化は、WTO 紛争処理の管轄権と FTA の関係を理解するうえで寄与するところが大きく、WTO 紛争処理における訴訟戦術への影響はもとより、今後の FTA 交渉にも少なからぬ影響を及ぼすことが想定される。

IV おわりに

本稿では、WTO と FTA の法的関係につきいまだ不明瞭な部分が少なくないことにかんがみて、こうした問題のなかでも WTO 紛争処理における FTA の位置に焦点を当て、紛争処理先例を素材として検討をおこなった。WTO 設立以来 20 年超のあいだに積み重ねられたパネル・上級委員会の判断から、以上の問題については少なくともつぎの点を指摘することができる。

第 1 に、およそ WTO パネルの管轄権は、一面ではパネルの審理義務の観点から、他面では

加盟国の手続利用権の観点から、DSU 上堅固な基礎を与えられているため、付託される問題がたとえ FTA に関するものであっても、その管轄権が否定されることはない。そしてとくに上級委員会は、FTA それ自体の GATT24 条整合性の評価という、政治的・経済的にもきわめて困難な評価を伴わざるをえない問題についても、管轄権の存在を肯定するに至っている点が注目される。現在までのところ、こうした問題が実際に WTO 紛争処理に付託された例はな

75) 川瀬 (2017), 47 頁。

76) Mathis (2016), pp. 97-105.

77) Zang (2019), p. 45.

いが、FTA に規律される経済活動の量が今後ますます増大するにつれて、発生する紛争の数も多くなることが想定されるところ⁷⁸⁾、場合によっては FTA それ自体の GATT24 条整合性の問題が WTO 紛争処理に付託され、パネル・上級委員会の審理の対象となる可能性も否定はできない。

なお、上述のとおり FTA それ自体の GATT24 条整合性評価はきわめて困難な多面的・複合的評価を伴わざるをえないため、今後 WTO 紛争処理がこの種の問題に直面した場合には、いかなる審査基準 (standard of review) を用いて FTA の問題を処理してゆくのが大きな鍵となるであろう。かかる審査基準を明確に示した先例はこれまでのところ存在しないため、その明確化は今後の紛争処理に委ねられる⁷⁹⁾。

第 2 に、パネルの管轄権は以上のとおり広範な射程を有するとはいえ、個別事案においては FTA の存在が WTO パネルの管轄権行使に影響を与える可能性はある。とりわけ近時の *Peru-Agricultural Products* 事件にて明らかに

されたとおり、「相互に合意された解決」やフォーラム選択条項その他の方式により、DSU 上保障される加盟国の権利 (WTO 紛争処理に申し立てをおこなう権利) を FTA 当事国間で放棄すること自体は理論的には可能といえる。むしろ上述のとおり、権利放棄の明晰性がきわめて厳格な水準で要求されているなど、今後の運用上の問題をはらんでいることは否定しえないものの、いずれにしても FTA 中の関連規定を慎重にデザインしさえすれば、FTA 当事国間での WTO 紛争処理の利用を排除する (すなわち、WTO パネルの管轄権行使を排除する) ことは可能なのである。

かように理解される WTO 紛争処理と FTA の関係が、個々の FTA 交渉ないし解釈適用実践にいかなる影響を与えるのか、そして今日の多層的な経済ガバナンス構造のもとで、WTO 紛争処理が WTO と FTA の法的関係の整序にいかなる程度貢献しうるのか、今後の展開が注目される。

参 考 文 献

岩沢雄司 (2009) 「トルコの繊維・繊維製品輸入制限」, 松下満雄・清水章雄・中川淳司編『ケースブック WTO 法』(有斐閣)
川瀬剛志 (2007) 「WTO と地域経済統合体の紛争解決手続の競合と調整—フォーラム選択条項の比較・検討を中心として—」RIETI

Discussion Paper Series 07-J-050
川瀬剛志 (2017) 「WTO パネル・上級委員会報告書解説 17 ペルー—農産物輸入に対する追加課徴金 (DS457) —可変関税制度および WTO 協定と地域貿易協定の関係に対する示唆—」RIETI Policy Discussion Paper

78) Eduardo Salles (2015), p. 16, fn. 4.

79) とはいえ、これまでの上級委員会の言明や判断をふまえる限りにおいては、たとえ FTA それ自体の協定整合性を評価することになったとしても、他の問題と同様に厳格な審査基準が採用される可能性が高いのではないかと推測される。たとえば、上述した *Turkey-Textiles* 事件の傍論における上級委員会の言明 (いわゆる institutional balance は FTA の問題に関するパネルの管轄権に何ら影響を及ぼさないと示唆した点) や、あるいは *Brazil-Retreaded Tyres* 事件 (DS322) における WTO 協定解釈に際しての FTA の扱い方 (GATT20 条柱書の要件該当性を評価する際に MERCOSUR の存在には特段の考慮を払わなかった点) などは、WTO と FTA の「共存」に対する上級委員会の関心の低さ (その裏返しとしての WTO 協定の自律性重視、GATT24 条例外への厳格化姿勢) を物語っており、かかる姿勢にかんがみると、上級委員会は FTA それ自体の評価に際しても厳格な審査基準を採用することに躊躇しないのではないと思われる。なお、FTA に対する上級委員会の姿勢を概観するものとして、Howse (2016), pp. 72-75.

- Series 17-P-016
- 鈴木基史 (2017) 『グローバル・ガバナンス論 講義』(東京大学出版会)
- 平見健太 (2017) 「WTO 紛争処理における measure 概念の展開—国際通商における『法の支配』の射程—」『日本国際経済法学会年報』26号
- 股野元貞 (2016) 「WTO 交渉機能の現状—現場からの視点—」『日本国際経済法学会年報』25号
- Bartels, Lorand (2004), “The Separation of Powers in the WTO: How to Avoid Judicial Activism”, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 53, No. 4.
- Busch, Mark L. (2007), “Overlapping Institutions, Forum Shopping, and Dispute Settlement in International Trade”, *International Organization* Vol. 61, No. 4.
- Chase, Claude, Yanovich, Alan, Crawford, JoAnn & Ugaz, Pamela (2013), “Mapping of Dispute Settlement Mechanisms in Regional Trade Agreements: Innovative or Variations on a Theme?”, WTO Staff Working Paper ERSD-2013-07, available at: https://www.wto.org/english/res_e/reser_e/ersd201307_e.htm.
- Cook, Graham (2015), *A Digest of WTO Jurisprudence on Public International Law Concepts and Principles* (Cambridge University Press).
- Davey, William J. (2001), “Has the WTO Dispute Settlement System Exceeded Its Authority?: A Consideration of Deference Shown by the System to Member Government Decisions and Its Use of Issue Avoidance Techniques”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 4, No. 1.
- Davey, William (2006), “Dispute Settlement in the WTO and RTAs: A Comment” in Bartels, Lorand & Ortino, Federico (eds.), *Regional Trade Agreements and the WTO Legal System* (Oxford University Press).
- Eduardo Salles, Luiz (2015), “A Deal is a Deal: Party Autonomy, the Multiplication of PTAs, and WTO Dispute Settlement”, *Questions of International Law, Zoom-in*, 23.
- Garcia Bercero, Ignacio (2006), “Dispute Settlement in European Union Free Trade Agreements: Lessons Learned?”, in Bartels, Lorand & Ortino, Federico (eds.), *Regional Trade Agreements and the WTO Legal System* (Oxford University Press).
- Howse, Robert (2016), “The World Trade Organization 20 Years On: Global Governance by Judiciary”, *European Journal of International Law*, Vol. 27, No. 1.
- Jackson, John H. (1969), *World Trade and the Law of GATT* (Bobbs-Merrill).
- Leal-Arcas, R. (2011), “Comparative Analysis of NAFTA’s Chapter 20 and the WTO’s Dispute Settlement Understanding”, *Transnational Dispute Management*, Vol. 8, No. 3.
- Lewis, Meredith Kolsky & Van den Bossche, Peter (2014), “What to Do When Disagreement Strikes: The Complexity of Dispute Settlement under Trade Agreements”, in Frankel, Susy & Lewis, Meredith Kolsky (eds.), *Trade Agreements at the Crossroads* (Routledge).
- Marceau, Gabrielle (2015), “The Primacy of the WTO Dispute Settlement System”, *Questions of International Law, Zoom-in*, 23.
- Mathis, James (2016), “WTO Appellate Body, *Peru-Additional Duty on Imports of Certain Agriculture Products*, WT/DS457/AB/R, 20 July 2015”, *Legal Issues of Economic Integration*, Vol. 43, No. 1.
- Pauwelyn, Joost (2016), “Interplay between the WTO Treaty and Other International Legal Instruments and Tribunals: Evolution After 20 Years of WTO Jurisprudence”, available at SSRN: <https://papers.ssrn.com/>

- sol3/papers.cfm?abstract_id=2731144.
- Porges, Amelia (2011), “Dispute Settlement”, in Chauffour, Jean-Pierre & Maur, Jean-Christophe (eds.), *Preferential Trade Agreement Policies for Development* (The International Bank for Reconstruction and Development/ The World Bank).
- Roessler, Frieder (2000), “The Institutional Balance between the Judicial and the Political Organs of the WTO”, in Bronckers, Marco & Quick, Reinhard (eds.), *New Directions in International Economic Law: Essays in Honour of John H. Jackson* (Kluwer Law International).
- Shaffer, Gregory and Winters, L. Alan (2017), “FTA Law in WTO Dispute Settlement: Peru–Additional Duty and the Fragmentation of Trade Law”, *World Trade Review*, Vol. 16, No. 2.
- Stoll, Peter-Tobias (2006), “Article 3 DSU”, in Wolfrum, Rüdiger, Stoll, Peter-Tobias & Kaiser, Karen (eds.), *Max Planck Commentaries on World Trade Law: WTO–Institutions and Dispute Settlement* (Martinus Nijhoff).
- Vidigal, Geraldo (2017), “Why Is There So Little Litigation under Free Trade Agreements?: Retaliation and Adjudication in International Dispute Settlement”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 20, No. 4.
- WTO Secretariat (2011), *World Trade Report 2011: The WTO and Preferential Trade Agreements: From Co-existence to Coherence*, available at: https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/wtr11_e.htm.
- Zang, Michelle Q. (2019), “When the Multilateral Meets the Regionals: Regional Trade Agreements at WTO Dispute Settlement”, *World Trade Review*, Vol. 18, No. 1.

判 例

- Argentina–Poultry Anti-dumping Duties*, Panel Report, *Argentina – Definitive Anti-Dumping Duties on Poultry from Brazil*, WT/DS241/R, adopted 19 May 2003.
- India–Quantitative Restrictions*, Appellate Body Report, *India–Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products*, WT/DS 90 /AB/R, adopted 22 September 1999.
- Mexico–Corn Syrup (Article 21.5 –US)*, Appellate Body Report, *Mexico–Anti-Dumping Investigation of High-Fructose Corn Syrup (HFCS) from the United States (Article 21.5–US)*, WT/DS132/AB/RW, adopted 21 November 2001.
- Mexico–Taxes on Soft Drinks*, Appellate Body Report, *Mexico–Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages*, WT/DS308/AB/R, adopted 24 March 2006.
- Mexico–Taxes on Soft Drinks*, Panel Report, *Mexico–Tax Measures on Soft Drinks and Other Beverages*, WT/DS308/R, adopted 24 March 2006, as modified by Appellate Body Report WT/DS308/AB/R.
- Peru–Agricultural Products*, Appellate Body Report, *Peru–Additional Duty on Imports of Certain Agricultural Products*, WT/DS457/AB/R and Add.1, adopted 31 July 2015.
- Peru–Agricultural Products*, Panel Report, *Peru–Additional Duty on Imports of Certain Agricultural Products*, WT/DS457/R and Add.1, adopted 31 July 2015, as modified by Appellate Body Report WT/DS457/AB/R.
- Turkey–Textiles*, Appellate Body Report, *Turkey–*

Restrictions on Imports of Textile and Clothing Products, WT/DS34/AB/R, adopted 19 November 1999.
Turkey-Textiles, Panel Report, *Turkey-*

Restrictions on Imports of Textile and Clothing Products, WT/DS34/R, adopted 19 November 1999 as modified by Appellate Body Report, WT/DS34/AB/R.